

2017 年
賃金確定闘争
特 集 号



経済支部ニュース第 4 号
2017 年 11 月 22 日発行
発行責任者 野地喜徳
編集責任者 斉藤修二
都庁職経済支部
TEL 03-5320-7411
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

2017 年賃金確定闘争 始業時 1 時間ストライキは中止

今年の賃金確定闘争は、退職手当の見直しを含めて一体に解決を図るとする都側の強硬姿勢により、回答期限の 11 月 14 日に一切回答できないという異例の事態となりました。都労連は交渉決裂を口実にした強行実施を許さず、あくまで労使自主解決をめざす立場から、交渉継続の判断を行い、回答期日を 21 日に設定しました。土日を含めて連日の交渉を行い、21 日 19 時 40 分から西川都労連委員長と副知事の最終折衝が行われ、これを受けて、1 時 22 分都労連単組代表者会議で妥結を確認しました。都庁職でも、2 時 44 分に拡大闘争委員会で都労連の妥結について確認されました。

退職手当の削減については、国と「同程度」からはわずかながら削減額が縮小しましたが、残念ながら削減提案を押し返すことができませんでした。しかし、都労連要求である、時間給の 5 日間という上限撤廃が来年度より可能となりました。

確定闘争主な妥結内容

1. 人事委員会勧告事項

〔給与改定〕

公民較差(74 円)が小さいため、改定を見送り

〔一時金〕

年間支給月数を 0.10 月引上げ 4.50 月（再任用は 0.05 月引き上げて 2.35 月）

引き上げは勤勉手当に配分

※第 4 回都議会定例会で関係条例を議決後、できる限り速やかに支給

2. 退職手当の見直し

退職手当の支給水準を平均 3.08%引下げ

・最高支給率：45 月⇒43 月

・調整額単価：1,075 円⇒1,100 円

実施時期：平成 30 年 1 月 1 日以降の退職者に適用

3. 昇給制度の見直し

勤務成績に基づく昇給決定について、下位区分の適用を見直し

・総合評定「D」の職員：3 号昇給⇒2 号昇給

・総合評定 2 年連続「D」の職員：2 号昇給⇒1 号昇給

行政職給料表（二）、医療職給料表（一）及び教育職給料表が適用される監督職層並びに全ての一般職層の職員を対象

実施時期：平成 31 年 4 月 1 日

4. 扶養手当の認定要件の見直し

扶養親族の収入限度額を年間 140 万円未満から 130 万円未満に引下げ

実施時期：平成 30 年 4 月 1 日

平成 30 年 3 月 31 日に年間収入額 130 万円以上 140 万円未満で認定されている扶養親族について、平成 30 年度においても年間収入額が 130 万円以上 140 万円未満と見込まれる場合、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、経過措置として手当額の 2 分の 1 を支給

5. フレックスタイムの導入

本庁職場にフレックスタイム制を導入

・4 週間を単位期間とし、1 単位 155 時間の範囲内で、1 日当たり 7 時間 45 分よりも長い又は短い正規の勤務時間の割振りを行うことが可能

対象：本庁職場のうち、時差勤務を導入している職場の職員。ただし、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、非常勤勤務職員を除く

実施時期：平成 30 年 4 月 1 日

6. 一般職非常勤職員制度の見直し
一般職非常勤職員の対象範囲の拡大
・勤務日数：概ね月 16 日⇒概ね月 11 日から 16 日まで
兼業許可の更なる弾力化を実施
実施時期：平成 30 年 4 月 1 日
7. 時間休の上限見直し【都労連要求】
現行 5 日としている時間単位の年次有給休暇の上限撤廃を可能に
対象：全職員
実施時期：平成 30 年 4 月 1 日
8. 一般職非常勤職員の時間休の上限見直し【都労連要求】
常勤職員に準じ、現行 5 日としている時間単位の年次有給休暇の上限撤廃を可能に
実施時期：平成 30 年 1 月 1 日
9. 子どもの看護休暇の要件見直し【都労連要求】
予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合の承認について、「小学校就学前」と限定した要件を撤廃
実施時期：平成 30 年 1 月 1 日
10. 一般職非常勤職員の子どもの看護休暇の要件の見直し【都労連要求】
常勤職員に準じ、予防接種若しくは健康診断を受けさせる場合の承認については、「小学校就学前」と限定した要件を撤廃
実施時期：平成 30 年 1 月 1 日
11. 育児参加休暇の対象の見直し【都労連要求】
出産予定前の育児単位の年次有給休暇取得の対象となる「養育の必要がある子」の対象年齢を「小学校就学前」から「中学校就学前」に拡大
実施時期：平成 30 年 1 月 1 日
12. 時差勤務の見直し（都労連要求）
出先事業所において、育児・介護及び通院などの場合に、日を単位とした勤務時間の設定が可能
本庁職場における日単位設定の取得事由についても、育児・介護などに加えて、通院を追加
実施時期：平成 30 年 4 月 1 日
13. 退職手当における除算制度の見直し（都労連要求）
退職手当における基本額の勤務期間、及び統制額期間について、育児短時間勤務を取得した期間に係る除算割合を見直し 3 分の 1 除算→除算なし
実施時期：平成 30 年 1 月 1 日以降の退職者に適用
14. 一般職非常勤職員への育児欠勤の導入（都労連要求）
育児欠勤を導入し、公募によらない再度任用における取扱いを緩和
欠勤 1 日につき換算後 3 日（私事欠勤）→欠勤 1 日につき換算後 1 日（育児欠勤）
実施時期：平成 30 年 4 月 1 日
15. 認定技能職員制度の見直し（都労連要求）
局ごとの認定数算出方法について、当年度末の定年退職予定者分を前倒しで認定
実施時期：平成 29 年度認定から実施（追加認定を実施）
各局における認定上限数を算定する認定基準について、現員の 5 % 程度から 6 % 程度に拡大
実施時期：平成 30 年度認定から実施
16. 担任技能長職昇任選考の資格基準見直し（都労連要求）
資格基準の下限年齢を引下げ
年齢要件：55 歳以上 60 歳未満→54 歳以上 60 歳未満
実施時期：平成 29 年度選考から実施
17. フレックスタイム制及び時差勤務関連（都労連要求）
フレックスタイム制や時差勤務の実施状況について、来年度労使で検証を実施
18. 定年引上げ関連（都労連要求）
定年引上げに係る論点整理について、来年度労使での意見交換を実施